

入 札 参 加 条 件

- (1)建設業法第 28 条に定める指示、又は営業停止を受けていないこと。
- (2)発注工事に対応する技術者を建設業法第 26 条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- (3)直前 10 年間に、同工種(※1)で、1,000 m²以上の建築工事を施工した実績があること。
- (4)発注工事の工種に係る東京都における競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (5)東京都に登録する競争入札参加資格者一覧より、工事業種「建築工事」等級「A」 ランク以上であること。
- (6)経営事項審査総合評点の建築一式において 1500 点以上であること。
- (6)入札の日時点で東京都において指名停止の措置を受けていない者であること。

※国土交通省告示第十五号の別添二の十一 福祉・厚生施設に当てはまるもの。